九十九里町指令第１４４号

一般廃棄物収集運搬業・処分業許可証

住所　千葉市美浜区新港６３番地５
氏名　千葉興産株式会社
代表取締役　宮方　紀岳

令和７年９月１９日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業・処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項又は第７条第６項の規定により、次のとおり許可する。

令和７年９月３０日

九十九里町長　　浅岡　厚

許　可　番　号　　第　　５　　号

許　可　期　間　　令和７年１０月１５日から令和９年１０月１４日まで

業　の　区　分　　一般廃棄物収集運搬業

取扱廃棄物の種類　　可燃ごみ、カン、ビン、ビニール屑、紙類

許　可　条　件　　①　収集運搬車両は町に申請した車両とする。
②　収集後の事業系一般廃棄物は、申請内容に基づく方法のほかは、町の指示に従うものとする。
③　汚水の発生する廃棄物を運搬する場合は、必ず塵芥車を使用し、汚水が漏れない対策を施すこと。

COPY